

## 学校いじめ防止基本方針

いじめを見逃さない風通しのよい学校づくり  
～児童が安心して学ぶことができる環境を～

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの問題への基本姿勢

学校教育ビジョン（p8 参照）をもとに、めざす児童の育成のため、全職員が共通実践を行っていく。

いじめ問題に迅速に対応かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられたと感じる児童の立場に立つことが必要である。また、いじめを全ての児童の問題にとらえ、学校の内外を問わずいじめを根絶することを目的として、全ての対策を行うこととする。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという認識のもと、未然防止に向けた対策を行うことが必要である。そして、いじめの被害者が心身に受ける深刻な影響を及ぼす許されない行為であること、いじめの傍観者にならないことなど、児童を対象に十分に理解させる必要がある。

#### (2) いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、起立正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

##### ①いじめを許さない雰囲気づくり

学校の教育活動全体を通じて、全児童に「いじめは決して許されないことである」という理解を促す。

## ②組織的指導体制

いじめ問題対策チームを常設し、いじめを見逃さない学校づくりを推進する。いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

## ③関係機関との連携

外部関係機関や地域、家庭との連携を図り、取組を推進するために通信やホームページ等で普及啓発を行う。

## ④わかる授業づくりの推進

生徒指導の3機能を生かした「わかる」授業づくりを行い、定期的な振り返り、授業改善を図る。また、日頃の教育活動の中で規範意識を身につけさせるとともに、安心して学ぶことができる環境づくりを行う。

## ⑤共感的理解の力・自己肯定感の育成

道徳教育・人権教育の充実により、共感的理解ができる豊かな情操を培い、互いを尊重し合う態度を養う。また、自己有用感・自己肯定感を高めるとともに、ストレスに対処できる力を育む。

## ⑥児童による主体的活動

児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について学び、「いじめのない学校・学校をよりよくすること」をめざした主体的取組を行えるよう推進する。

## (3) いじめの早期発見

教師は児童との信頼関係を構築しながら、いじめられている児童・いじめている児童が出す小さなサインを見逃さないよう、アンテナを高く保つ。いじめアンケートや個人面談等だけでなく、きめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有する。また、家庭との連携を図り、情報収集に努める。

## (4) いじめへの対処

### ①迅速な対応

いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめの有無の確認を行い、結果を加賀市教育委員会に報告する。

### ②当該児童・周囲に対する指導

被害児童を守り通すとともに、加害児童に対し、毅然とした態度で指導する。傍観者やいじめをあおった児童に対しても指導を行い、2度と同様のことが起きないようにする。いじめが起きた集団に対して、「いじめを決して許さない」学級や学級力の向上に向けて話し合わせる。

### ③家庭・関係機関との連携

被害児童・加害児童双方の保護者に、いじめの実態や経緯を連絡し、家庭の協力を求める。必要に応じて、いじめ対応アドバイザーや外部専門機関の派遣を要請し、指導・助言をあおぐ。日頃から、担任は保護者との信頼関係を築くことに努め、子どもの長所や気になることを積極的に伝え、家庭での様子を知ることができるようにする。被害児童の保護者に対しては、誠意ある対応を心がけ、児童のケアに配慮する。また、経過など、十分な説明を行う。

### ④重大事態への対処

重大と思われる案件が発生した場合は、市教委への報告・連絡・相談を速やかに行い、外部専門機関との連携を図る。重大事態とは、以下のようなものをさす。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

## (5) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

低学年のうちから学校の教育活動全体を通して、ネットのマナーについての指導を行うとともに、ネットトラブルに関する講習会や学習会などを開催し、情報モラル教育の充実

を図る。インターネットやメール上の不適切な書き込み等について、被害の拡大を避けるためにただちに削除する措置をとる。その際、速やかに削除することが難しいと判断される場合には、教育委員会に連絡し、警察等の関係機関と適切な連携を図る。

## (6) PDCAサイクルを生かした定期的点検

生徒指導の3機能を生かしたわかる授業づくりについては、毎月の点検票をもとに振り返り、授業改善を行っていく。また、アンケートや心理検査 Q-U、面談などをもとに、児童の人間関係やいじめの実態把握を行う。いじめ問題対策チームを定期的で開催し、点検結果を共有し、課題に向けての改善を行う。

## (7) 年間計画

毎月いじめ問題対策チームや校内特別支援委員会で、情報交換、対応の検討を行い、PDCAサイクルを活用しながら改善を図る。

月	主な取り組み
4	いじめに関する共通理解、生徒指導の3機能を生かした授業づくりに関する共通理解(チェックカード説明)
5	声かけチェック
6	いじめ調査アンケート
7	学校評価アンケート
8	生徒指導の3機能を生かした授業に関する見直し
9	声かけチェック
10	
11	いじめ調査アンケート、いじめ対応アドバイザー要請
12	学校評価アンケート、人権週間の取り組み、
1	声かけチェック
2	いじめ調査アンケート
3	生徒指導の3機能を生かした授業に関する検証

学校生活アンケート(毎月)

### 3 いじめ問題対策チームの設置（常設）

いじめ問題対策チームは、校長をトップに、教頭、教育相談担当、生徒指導主事、養護教諭、いじめ対応アドバイザー（校外人材）を加え、構成する。また、全職員で「どの子にもどの学校・学級でも起こりうる」ものであることを認識し、職員会議・校内特別支援委員会で情報交換及び児童理解を図る。

